

北海道訓子府町議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

◆議会基本条例等の制定

訓子府町議会では、これまで協議してきた議会活性化等に関する協議をさらに発展させ議会報告会の開催等を中心とする議会改革、議会の活性化を協議する場として、平成24年12月の第4回定例会において、議会活性化特別委員会を設置し、議会改革への協議を開始し、現在も、改選期ごとに議会活性化特別委員会を設置し議論を続けている。

平成28年4月には「議会基本条例研究部会」を設置し、議会基本条例制定に向け、研究・議論を本格的に開始した。同年5月の札幌市で開催された「議会シンポジウム」テーマ「芽室町議会の議会改革について」に本町議会からも2名の議員が参加し、先進議会の取り組みに感銘と刺激を受け、早速7月に、公費ではなく、議員による研修積立金により講師を招いての第1回目の議会活性化研修会を実施した。

また、同年8月には、「議会改革とまちづくり」についての道内視察研修、11月にも同じテーマで道外視察研修を実施。この間、9月の第3回定例会では、議員が病気などにより長期欠席した場合の、議員報酬・期末手当の減額等についての規定を整備した「議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例」を制定した。

同年11月には、1月に開催の議会懇談会で意見が出された、「議会に関する町民アンケート」を実施し、町民の議会に対する意見を聴取した。アンケートの中で、議会や議員の活動が不明、議会広報が不十分などの情報公開を求める意見や議員定数の問題や反問権の付与、議員に対して町民の意見を聞く機会を設けてほしい等の意見が寄せられた。

同年12月には、再び議員による研修積立金により講師を招いて第2回目の議会活性化研修会を実施した。

平成29年7月に先進議会である栗山町議会を視察し、11月には初めて「議会報告会に併せ議会改革シンポジウム」を開催、町民に議会の活動を知ってもらう機会を設けた。

これら議会基本条例制定に向けて、平成28年度から約2年間で、議会活性化特別委員会で43回、議会活性化特別委員会の中に設置した議会基本条例研究部会で16回の議論を重ね、町民アンケートの実施、道内外8カ所の先進議会視察研修や専門家を招いての研修、シンポジウム開催などに取り組み、平成29年11月に議会基本条例の素案をまとめ、町民からの意見公募も行い、平成30年3月第1回定例会において、「町民と向き合い信頼される議会」「町民が参画する議会」「町民福祉

の向上を目指す議会」「豊かで持続可能なまちづくりを目指す議会」の4つを柱とした議会基本条例を制定した。5月1日の議会だより発行に併せて、逐条解説を作成し全戸配布、ホームページにも掲載した。

条例の特色として、第9条に町長等の反問権の付与と第24条にこの条例の目的が達成されているかどうかを検証する規定を設けている。

検証に関しては、議会活性化特別委員会で全員による実績のまとめと次年度計画について話し合い、後日、議会運営委員会で取り組みに当たったの反省と評価を行い、この結果についても議会だよりに掲載している。

さらに、議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することにより、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないとする「訓子府町議会議員政治倫理条例」を議会基本条例と同時に制定しており、政治倫理に関する基本となる事項を定め、議員が政治倫理の向上に努め、町民に信頼される議会づくりを目指している。

◆議会基本条例の一部改正（今後に向けて）

議会は、町民主体の立場で執行機関の行政運営を監視する機関であることから、「付帯決議」の追加を検討したが、既に町長提案により、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件として、平成28年3月に「訓子府町総合計画条例」が、平成31年3月に「訓子府町定住自立圏形成協定の議決に関する条例」が制定されており、本町においては、現段階では「付帯決議」の追加については見送っているところである。

今後、毎年行う議会基本条例の目的が達成されているか等の検討評価において、制度の改善が必要な場合は、条例改正を含め適切な措置を講ずるものとしていることから、議会の監視機能の強化のために、必要となる「付帯決議」の追加も視野に入れながら検討することとしている。

◆議員研修会の開催

平成27年11月に研修要綱及び研修方針を定め、平成28年から議会活性化特別委員会主催の研修会を実施しており、平成28年2回、平成29年3回、平成30年1回、令和元年度は2回を予定している。

そのうち平成28年度の2回については、議員自らの研修費積立金により講師を招いて研修会を実施している。研修の主な内容は、議会改革や議会の活性化等、議会基本条例制定に係る研修が主であったが、その中で議員の政策能力向上や一般質問に係る内容などの研修もありこれらの研修、さらに今後の研修により政策形成や監視機能の強化に結び付けていきたい。

◆議員間の自由討議の実施

議会基本条例の第6章で、自由討議について、議会は議員による討論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならないと謳っている。これまで試行的ではあるが、定例会に提案された議案について、また各団体との意見交換会や議会報告会で出された町民からの意見や、議会が委嘱している5人の議会モニターからの議会だよりやホームページに対する意見をテーマに全員協議会や議会活性化特別委員会の場において、手探りながら自由討議を始めたところである。今後においても町の行政課題を含め、議員間の活発な自由討議を推進することにより、議員の資質及び政策形成能力の向上に努めていきたい。

事績2 住民に開かれた議会

◆議会報告会の開催

訓子府町議会では、議会活動の状況を町民に報告、説明し、町政に関するの情報提供に努めることにより、住民参画のまちづくりを目指していくことを目的として、平成25年4月に、本町議会初の「議会報告会」を、小学校区を対象に町内2カ所で開催した。

内容としては、平成24年の議会活動の状況報告と平成25年度の町の主な事業の説明をして意見交換を行った。翌年4月にも同様の手法で「議会報告会」を開催。平成28年1月には、新たな議会体制となったことから、議会活動に対する意見、町民生活における不安や課題、町政に対する提言などについて、直接、町民の声を聞き、今後の議会活動に生かし、議会活性化につなげていくため「議会懇談会」として開催した。この懇談会では、町民からの町に対する意見・要望が多い中、議員定数の問題や議会として町民アンケートの実施を望む意見が出された。

平成29年1月開催の議会報告会では、議会改革や道外研修についての報告及び町民アンケート実施結果の報告と意見交換を行った。同年11月には、議会報告会に併せて、議会改革シンポジウムを開催、「議会改革の歩みと議会基本条例」をテーマに、議員からこれまでの議会改革や条例制定への経過等を報告。その後、「町民が参画する議会とまちづくり」と題して基調講演、「くんねっぷの残したいもの」をテーマにシンポジウムを開催した。

議会基本条例制定後の、平成30年8月に開催した議会報告会は、「私たちが目

指す今後の議会活動」として「議会基本条例」の内容について説明し意見交換を行った。

少しでも多くの町民の参加を期待して、初めて夏の日曜日の午後から町内1か所のみで開催してみたが、PR不足もあったのか、日中の参加は、これまでの参加人数の6分の1の参加しかなかったことから、今後に向けての反省点となった。しかし、参加人数は少なかったが、テーブルを向い合せにし、議員と町民が交互に座る配置にするなど臨機応変に対応したことで、活発な意見交換となった。

なお、毎回、議会報告会終了後には、町民から出された意見等について協議を行い、議会だより臨時号を発行し、ホームページにも掲載し町民への報告としている。本年度も11月に議会報告会を予定しているが、議会の報告事項を一方的に行うのではなく、また住民の要望や議会・行政に対する批判・質問を受ける場とするのではなく、住民との双方向による対話にこだわり、互いに提案を出し合うことを重視する等、開催方法や時期、テーマの設定等、もっと町民の皆さんが気軽に話せる場を検討して実施したいと考えている。

◆各団体との意見交換会の開催

以前は、各常任委員会の所管事務調査の一環として各団体との意見交換を実施していたが、昨年度からは議会基本条例に基づき、各団体との意見交換会を実施している。

本町議会では二つの常任委員会があるが、それぞれの所管に係る団体との意見交換を実施している。今までは、意見交換のテーマとしては、各団体の現状と課題、困りごとについて話を聞くという内容が多かったが、お互いが意見交換できるような、団体ごとにテーマを決めて実施している。

意見交換会実施後は、各常任委員会でもまとめを行い、①聞いて終わりのもの、②常任委員会として協議するもの、③議員全体で協議をするもの、④相手に答えを返すもの、⑤町等に申し入れが必要なもの等に区分して整理を行うこととしており、出された意見等によっては、一般質問など議会審議に生かすこととしている。

昨年度は、老人クラブ連合会役員、社会教育委員、老人福祉施設の役員、農業担い手相談員、商工会役員、農業委員会委員、JAきたみらい役員、町内会連絡協議会役員の8団体との意見交換会を実施しており、本年度も概ね同じような団体と意見交換会を実施しているところである。

【町民懇談会議の設置】

町政の諸課題に柔軟に対応するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する町民懇談会議を開催するため、平成30年5月に「町民懇談会議開催要領」を制定した。開催方法は、町内の各種団体、町民グループ等から

議長へ申込書を提出し、議会運営委員会で参加議員を決定することとしているが、未だ開催がないことから、今後議会だより等により、周知を図り町民の意見を聴く機会の確保に努めることとしている。

◆インターネット中継の導入検討

議会基本条例の制定に伴い、町民への情報公開、開かれた議会を実現するため、現在までに、議会だよりにより、「賛否の公表」や「反対・賛成討論」、「公務出欠」の状況などの掲載やホームページに「会議録」を掲載する等、情報公開に努めているところであるが、さらなる情報公開を推し進めるため議会インターネット中継の導入を検討している。

現在、役場庁舎内では、テレビモニターにより来庁された町民の方や町職員が本会議を生中継で見ることができるが、身体的や時間的に議場に足を運ぶことができない町民の方でも、議会を知ることができる一つ的手段として、さらに、これからの時代の情報公開の大変重要なツールであるインターネット中継について、どんな公開方法がよいのか、必要となる機材は何か、予算はどれくらい必要なのか等、導入に向けて一定の期間検討していくこととし、議会活性化特別委員会の中に専門部会として「ネット導入部会」を5人の議員と議長により立ち上げ、議論・検討を開始したところである。

決して、議場の傍聴者が増えなくてよいという考え方ではなく、一度も傍聴したことのない町民でもインターネット中継を見て議会の様子や雰囲気を知ることにより、直接、議員と町長との議論のやり取りを見てみたい、聞いてみたいと思ってもらえるきっかけになれば、傍聴者増も期待できるのではと考えている。

◆議会への関心を高める方策

定例会毎に、議会開催の日程、一般質問の内容などを伝える新聞折り込みチラシを作成し、定例会開会5日前の新聞各紙朝刊に折り込みしている。また、町内の訓子府新報及び地域の日刊フリーペーパー等報道機関にも記事掲載を依頼し町民への事前周知に努めている。一般質問当日は傍聴者に質問者の通告書を配布している。

また、傍聴席で耳が遠く聞き取りづらい方への配慮として、通常のスピーカーのほかに、前列の左端の座席の横に別にスピーカーを設置している。

本会議における議員と町長等との議案等に対する質疑応答は、回数制限もあり一問一答方式とはしていないが、一般質問においては一問一答方式を導入しており、論点及び争点が明らかになり、傍聴者にとっても解りやすい議論が展開されているものと思われる。

また、未だ活用はされていないが、議員は、質疑・質問の内容に責任があること

を自覚するべく、議員に対する反問を認める「反問権」を議会基本条例に規定し、質問等の趣旨又は根拠について答弁者が議員に質問することを可能としている。

◆議会広報の取り組み

町民への情報公開と説明責任を果たすため、また広く町民に議会と町政への関心を高めてもらうために、議長を除く全委員により議会広報特別委員会を設置し、定例会ごとの年4回、議会だよりを発行している。一般質問は、質問者が音声データを基に執筆、その内容には執筆者が責任を持つこととし、難しい言葉や専門用語など、必要に応じて一口メモのような解説をつけることとしている。

議会に傍聴に来られた方へのインタビューを委員が行い執筆しているが、これら各委員が執筆する原稿については、全委員により確認を行っている。

また、多くの町民の手に取って読んでもらえるよう、見出しの工夫、文字ばかりが並ばないように、グラフや図面、写真を用いて、わかりやすく興味を持ってもらえる構成に心掛けている。さらに、表紙を飾る写真は、町内の元気な子どもたちの様子を積極的に取り入れ、親しみやすいものとしているが、昨今、肖像権等の問題もあり、被写体の子どもたちが、表紙への掲載に問題がないかの確認を取る等の注意を払いながら、責任のある情報発信に努めている。